

# 青森県報

第三千七百二十四号

平成二十五年  
七月三十一日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所

支援事業の廃止の届出

(障害福祉課) 一

公共測量の実施

(監理課) 一

右 同

(同) 二

右 同

(同) 二

道路の区域の変更

(道路課) 二

道路の供用の開始

(同) 三

### 公 告

予算編成システム機器等賃借に係る一般競争入札

(財政課) 三

県営土地改良事業計画変更の決定

(農村整備課) 三

### 出先機関

土地改良区の定款変更の認可

(中南地域  
県民局) 五

### 公安委員会

指定講習機関の代表者の氏名変更の届出

(運転免許課) 五

運転免許取得者教育認定機関の代表者の氏名変更の届出

(同) 六

### 雑 報

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監

事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規

則

(新産業都市  
建設事業団) 六

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規  
則……………(同) ……六

## 告 示

青森県告示第六百十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。

平成二十五年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う所		廃止年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人健佑会	十和田市大字赤沼字下平二六三	児童発達支援	発達支援センターあじさい	十和田市ひがしの二丁目三〇の四	平成二五・七・三
社会福祉法人健佑会	十和田市大字赤沼字下平二六三	放課後等デイサービス	発達支援センターあじさい	十和田市ひがしの二丁目三〇の四	"

青森県告示第六百十八号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

国土交通省東北地方整備局青森港湾事務所

二 測量の種類

公共測量（一級水準測量）

三 測量の期間

平成二十五年七月二十五日から同年九月三十日まで

四 測量の地域

青森市青森港港内

青森県告示第六百十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森市

二 測量の種類

公共測量（道路三次元データ測量）

三 測量の期間

平成二十五年七月二十二日から同月三十一日まで

四 測量の地域

青森市内の一部

青森県告示第六百二十号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

階上町

二 測量の種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）

三 測量の期間

平成二十五年七月十六日から平成二十六年三月二十日まで

四 測量の地域

三戸郡階上町全域

青森県告示第六百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年八月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道			五所川原金木線	五所川原市大字飯詰字福泉八五の三から五所川原市大字飯詰字福泉九二の一まで	前 一三・五〇メートルから 一八・〇〇メートルまで	一三・五〇メートル	一三・五〇メートル	
					後 一八・〇〇メートルから 二三・五〇メートルまで		一三・五〇メートル	

青森県告示第六百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年八月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道三沢十和田線	十和田市大字三本木字下平無番から十和田市大字三本木字下平無番まで	平成二五・七三
	十和田市大字三本木字下平三〇九の一から十和田市ひがしの二丁目三〇八まで	〃
	上北郡六戸町大字折茂字今熊二四七の四九から上北郡六戸町大字折茂字今熊二四七の六四二まで	二五・八二

3	2				
県道	県道				
三沢十和田線	三沢十和田線				
上北郡六戸町大字折茂字今熊二四七の四九から上北郡六戸町大字折茂字今熊二四七の六四二まで	十和田市大字三本木字下平無番から十和田市ひがしの二丁目三〇八まで				
後	前	後	前	後	前
一八・六〇メートルから	一八・四〇メートルまで	一七・五〇メートルから	一八・五〇メートルまで	一八・五〇メートルから	九・五〇メートルから
一一二・三〇メートル	一一二・三〇メートル	一三七・八〇メートル	一三七・八〇メートル	三四・三〇メートル	三四・三〇メートル

公 告

予算編成システム機器等賃貸借に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十五年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

予算編成システム機器等 一式

二 賃貸借期間

平成二十五年十一月一日から平成三十年九月三十日まで（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等については、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部

3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る資料を添えて、平成二十五年八月二十三日までに青森県総務部財政課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

(二) (一)の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
青森市長島一丁目の一

青森県総務部財政課予算グループ

電話 〇一七 七三四 九〇三三

2 入札書の提出期限

平成二十五年九月九日 午後五時

3 開札の場所及び日時

青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎西棟七階C会議室

平成二十五年九月十日 午前十時

七 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

八 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

九 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様を満たされると判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 契約書の締結

落札決定の日から七日以内

十一 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

詳細は入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち五分に相当する金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって平成二十五年度の契約金額とする。ただし、平成二十六年度

から平成二十九年年度までの各年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を五で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とし、平成三十年年度の契約金額は落札価格に六を乗じた額を五で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Computer budget system I set

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

5:00 p.m. September 9, 2013

3 Contact point for the notice:

Budget Section

Finance Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9033

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、西海岸地区の県営土地改良事業(広域営農団地農道整備事業)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十五年八月一日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

深浦町役場

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平川土地改良区の定款の変更を平成二十五年七月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年七月三十一日

中南地域県民局長 高原 至 智

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七十八号

指定講習機関に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第一号)第四条第一項の規定により、指定講習機関である株式会社青森東部自動車学校から代表者の氏名変更の届出があつたので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十五年七月三十一日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	高橋 渡	高橋 博剛	平成二十五年五月二十七日

青森県公安委員会告示第七十九号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七條第一項の規定により、運転免許取得者教育認定機関である株式会社青森東部自動車学校から代表者の氏名変更の届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十五年七月三十一日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の氏名	高橋 渡	高橋 博剛	平成二十五年五月二十七日

雑 報

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月三十一日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団規則第一号

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団理事長、非常勤の理事及び監事の報酬並びに費用弁償に関する規則（昭和三十九年二月青森県新産業都市建設事業団規則第二号）の一部を次のように改正

する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

- 平成二十五年八月一日から平成二十六年三月三十一日までの間における非常勤の理事及び監事の報酬の額は、第二条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額に百分の九・七一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この規則は、平成二十五年八月一日から施行する。

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月三十一日

青森県新産業都市建設事業団理事長 三 村 申 吾

青森県新産業都市建設事業団規則第二号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則（昭和三十九年四月青森県新産業都市建設事業団規則第八号）の一部を次のように改正する。

- 第四十八條第三号中「年三・一パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。
- 別記第二の第四十一條第二項中「 $\frac{3}{100}$ パーセント」を「 $\frac{30}{100}$ パーセント」に改め、同条第四項中「 $\frac{3}{100}$ パーセント」を「 $\frac{30}{100}$ パーセント」に改める。
- 別記第一の第四十九條第三項中「 $\frac{3}{100}$ パーセント」を「 $\frac{30}{100}$ パーセント」に改める。

別記第三のその一別紙第三條第二項中「 $\frac{3}{100}$ パーセント」を「 $\frac{30}{100}$ パーセント」に改め、その二別紙第四條第二項中「 $\frac{3}{100}$ パーセント」を「 $\frac{30}{100}$ パーセント」に改め、同第十八條第二項中「 $\frac{3}{100}$ パーセント」を「 $\frac{30}{100}$ パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十五年八月一日から施行する。
- 改正後の青森県新産業都市建設事業団財務規則第四十八條、別記第二及び別記第三の規定は、平成二十五年八月一日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------